

瀬戸市都市計画マスタープラン改訂業務公募型プロポーザル実施要領

瀬戸市都市整備部都市計画課の業務について、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施しますので、下記の要領により申請書類等を提出してください。

1 対象業務

(1) 業務委託名

瀬戸市都市計画マスタープラン改訂業務委託

(2) 業務場所

瀬戸市全域

(3) 業務概要

別添「瀬戸市都市計画マスタープラン改訂業務委託 仕様書（案）」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

(5) 契約上限金額

28,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、各年度の支払上限額は次のとおりとする。

令和7年度 15,000,000円

令和8年度 13,000,000円

2 本プロポーザル参加資格要件(参加者はすべての要件に該当していること。なお、委託契約締結までに要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。)

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの参加表明書の提出期限までに、令和6・7年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加者名簿に大分類03「役務の提供」中分類07「調査委託」が登録されている者であること。
- (3) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされ

ている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。

3 スケジュール

内容	日程
公募開始	令和7年2月25日(火)
質問受付期限	令和7年3月5日(水)
質問に対する回答	令和7年3月7日(金)
参加表明書提出期限	令和7年3月10日(月)
企画提案書提出期限	令和7年4月4日(金)
プレゼンテーションの実施	令和7年4月14日(月)
審査結果の通知	令和7年4月15日(火)
契約の締結	令和7年4月23日(水)

4 質疑応答

(1) 受付期間

令和7年2月25日(火) から令和7年3月5日(水) 午後4時まで

(2) 質問方法及び提出方法

質問書(様式1)に質問事項を記入して電子メールにて提出すること。なお、電話及び口頭での質問は受け付けない。

(3) 回答

令和7年3月7日(金)までに本市ホームページにて回答を公表する。その際、質問者名は公表しない。また質問がなかった場合もその旨を掲載する。

5 参加表明書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

ア 参加表明書(様式2) 1部

イ 会社概要書(様式3) 1部

ウ 業務実績(様式4) 1部

提出期限

令和7年3月10日(月) 午後5時必着

(2) 提出方法

瀬戸市役所都市整備部都市計画課(南庁舎5階)へ持参又は郵送(書留郵便)

(3) 参加資格の確認

提出書類に基づき、2に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

6 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提出書類

- ア 業務実施体制表（様式5）
- イ 配置予定調書（様式6）
- ウ 業務工程表（様式任意）
- エ 企画提案書（様式7）
- オ 見積書（様式任意）

(2) 企画提案書作成上の基本事項

- ア 企画提案書の作成に使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法によるものとする。
- イ 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めたものは失格となることがある。
- ウ 同一の参加者が複数の企画提案書を提出することはできない。
- エ 企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションなどに参加する費用は参加者の負担とする。
- オ 提出期限を過ぎてから提出された企画提案書は無効とする。
- カ 提出期限以降における企画提案書の差し替え、再提出及び内容変更は認められない。また、配置予定技術者は病欠、死亡、解雇等を含めきわめて特別な場合を除き変更できない。きわめて特別な場合により技術者を変更する場合は変更前に技術者と同等の業務経歴と資格を持つものとし、発注者の承認を得なければならない。

(3) 提出書類に関する留意事項

- ア 業務実施体制表（様式5）

本業務にかかわる予定者すべてについて、分担する業務内容、役割、保有資格等を記載する。A4判1枚に記載すること。
- イ 配置予定調書（様式6）

本業務にかかわる技術者について、経歴・資格等を記載する。A4判1枚に記載すること。また資格書の写しを提出すること。
- ウ 業務工程表（様式任意）

本業務の履行期間中のスケジュール、手順について記載する。A4判1枚に記載すること。
- エ 企画提案書（様式7）

提案書の書き方については別途「企画提案書作成要領」に基づくものとする。
- オ 見積書（様式任意）

見積書（特記仕様書の項目ごとに取りまとめたもの）をA4判で作成する。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和7年4月4日（金）午後5時必着
- (2) 提出先
担当部課
- (3) 提出方法
持参または郵送（書留郵便に限る）とする。
- (4) 提出部数
8部（正本1部、副本7部）
電子媒体（DVD等） 1部

8 プレゼンテーションを要請する者への通知

プレゼンテーションを要請する者へは、「プレゼンテーション通知書」（様式8）を参加表明書に記載されている連絡担当者の電子メールに宛てて通知するとともに郵送にて要請書原本を送付する。

送付は令和7年4月7日（月）を予定している。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日
令和7年4月14日（月）午前10時から
- (2) 時間
1者あたり25分以内（説明20分以内、質疑5分以内）で順次個別に行う。
前の提案者のプレゼンテーションが終了した5分後に次の提案者の開始とし、必要な機材はその間に準備することとする。
- (3) 説明方法
提案者の商号・名称は明言してはならない。また、事前に提出された企画提案書に沿って行うこととする。また追加資料の配布等は認めない。
出席者は3名以内とし、説明は業務を受託した場合に主として本業務に従事する者が行うこととする。

10 契約候補者選定方法

選定は次の基準に基づいて審査し、最も評価が高い提案者を契約候補者とする。最も評価が高い提案者が2者以上の場合は、採点表の都市づくりの方針において高得点の方とする委員の協議によって決定する。

また提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。各委員の評価点数の合計が満点の100分の60未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(1) 審査基準

別紙採点表の着目点の項目による。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提案書に虚偽の記載をした場合。

イ プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合(やむを得ないと認められる場合を除く)

ウ その他、審査委員に不相当と認められた場合。

11 選定結果の通知

選定結果はプレゼンテーション終了後すみやかにすべての参加者へ結果通知書(様式9及び10)により通知する。

12 契約の締結

(1) 契約の締結はプレゼンテーションにより契約候補者となった業者と業務内容を再度確認したうえで随意契約とする。

(2) 契約候補者が本実施要領で定める参加資格要件を満たさないことが判明した場合、提出書類、プレゼンテーションにおける説明に虚偽があることが判明した場合等、契約候補者と契約締結することが相当でない場合には、契約候補者と契約を締結せず、契約候補者の次に評価が高い提案者を契約候補者として協議を行う。

13 その他

(1) 提出書類は提案者へ返還しない。

(2) 評価、採点などの審査内容、審査過程及び審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない

14 問い合わせ・書類提出先

〒489-8701

愛知県瀬戸市追分町64-1 瀬戸市都市整備部都市計画課 高橋、大澤

電話 0561-88-2680

ファックス 0561-88-2695 電子メールアドレス tokei@city.seto.lg.jp